

住民主体のコミュニティ交通の運行と需要の少ない地域への対応 ～ 石川町「新たな交通」の参考事例（山口市） ～

1. 当該事例のポイント

○役割分担の明確化

- ・市内の地域公共交通を「基幹交通」と「コミュニティ交通」に切り分け、前者を交通事業者、後者を地域住民自らが主体となって取り組んでもらうこととした。

○住民が主体的に運営する仕組みを構築し、実現

- ・事業主体となる組織を発足させ、運行ルートや停留所の位置から、運行ダイヤ、資金調達の方法に至るまで、あらゆることを住民主導で決定。

○人口密度が極端に少ないなど乗合事業がなじまない地区は、タクシーの補助制度を創設

- ・人口が少ない場合や高齢化により地域が運行を行いつらい場合は、通常のタクシー事業者が通常のタクシー営業の範囲で対応し、市が支援する制度を創設。

様々な地域に住む市民に対して、持続可能な移動支援の仕組みを実現

2. 山口市の概況

- ・人口：約 19 万人、市域面積：約 730 k m²
- ・山口県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は阿東町、萩市、さらに島根県に接している。

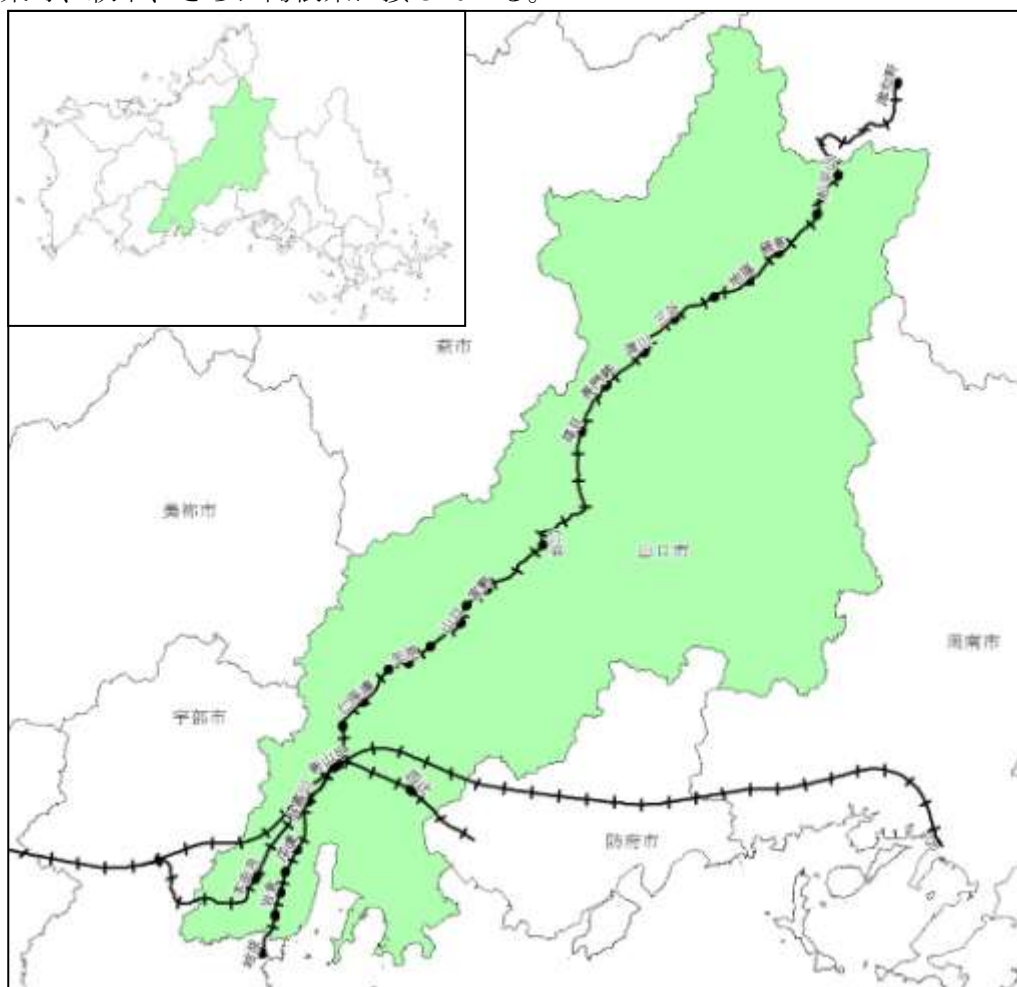


図 2-1 山口市の概況

3. 山口市の地域公共交通の取り組みの経緯

時期	取り組み	備考
H11.3	旧山口市交通局が市営バスから撤退	・基本的に民間バス会社（防長交通（株））に継承 ・同時に公共交通空白地域の存在が課題として認識される。
7	山口市交通まちづくり調査研究委員会を設置	
H13.3	山口市市民交通計画策定	・基本的な考え方：「住民の移動手段はすべて行政が確保すべき」 ・将来的に、コミュニティバスを全市の交通空白地域に広げていこうとする
H13.10	コミュニティバス実証運行開始	・3ルートで実証実験。1乗車100円。 ・実証実験と言いながら、期間を定めず実施。 ・主に、下記の課題が発生 ①沿線住民と非沿線住民間の不公平感の発生。 ②安価な運賃によるタクシー事業者との軋轢（運行後タクシー事業者の売り上げは4割減少（民業圧迫）） ③安価な運賃による路線バスとの運賃不整合
H17.4	コミュニティバス運賃改定	・100円を200円に改訂。 ・タクシー事業者からの批判は収まらず。
10	新山口市誕生	・旧山口市、小郡町、阿知須町、秋穂町、徳地町が合併 ・地域の特性に即したよりきめ細かな施策を求められる。
H18.4	山口市交通まちづくり委員会設置	・基本的な考え方：「行政によりすべての住民の移動手段を網羅することはできない」という考え方に変わりつつあった。
10～	地域検討会の実施	<u>○4-1（1）参照</u>
10～	地域勉強会開催	<u>○4-1（2）参照</u>
H19.4	コミュニティタクシー実証運行の実施決定	<u>○4-2参照</u>
8	コミュニティタクシーのモデル地域決定	
9	山口市市民交通計画策定	・基本理念：市民に誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、市民、事業者、行政が協働して、持続的な公共交通を作り守ることにより、クルマに頼りすぎない交通まちづくりを目指します。
12～	コミュニティタクシー実証運行開始	・まず、小郡地域で「サルビア号」が実証運行開始。 ・「サルビア号」の成功が種変地域の住民に影響を与え、やがて「自らの地域の交通は自らの手で担う」という意識が醸成。
H20.7	コミュニティタクシーの本格運行基準制定	
10	佐山地域、阿知須地域でコミュニティタクシー実証運行開始	・佐山地域：コミュニティバスを宇部交通の路線バスとコミュニティタクシーに移行。 ・阿知須地域：複雑な行政主体のバスをコミュニティタクシーに移行。
10	グループタクシーの実証実験開始	<u>○4-3参照</u>
12～	コミュニティタクシー本格運行	

時期	取り組み	備考
H22.1	阿東町を編入	
4	島地地域でコミュニティタクシー実証運行	・行政主体の「徳地生活バス」から住民主体のコミュニティタクシーに移行。
10	地福地域でグループタクシー利用開始	
H24.4	グループタクシー本格導入	

4. 主な取り組みの解説

4-1. 住民への働きかけ

(1) 地域検討会の実施

- ・平成 18 年 4 月～始まった「山口市交通まちづくり委員会」では、「計画検討の段階から市民を巻き込む必要がある」という考え方のもと、現場に出て市民の意見を聞くこととし、市民との意見交換の場として「地域検討会」を実施。
- ・市内を 11 地域に分けて地域別に実施。
- ・地域検討会の開催にあたっては、事前に市の方向性を明確化し、それをもとに市民の意見を聞くこととした。
⇒基本的な方向性：市内の地域公共交通を「基幹交通」と「コミュニティ交通」に切り分け、前者を交通事業者、後者を地域住民自らが主体となって取り組んでもらう。
- ・地域検討会にあたっては、市の情報提供を徹底。
⇒交通体系の整備方針以外にも、コミュニティバスの赤字の実態などを率直に記載したパンフレットを作成し、全世帯に配布
- ・当初は、「市が移動手段を確保するのは当然」「市民に負担させるとは何事か」といった意見が多かったが、丁寧に説明していくうちに、市の方針を理解してくれる人が出てきて、その後、自らの手で地域の公共交通を担おうという機運も生まれてきた。
⇒住民を説得する上では、第三者として参加している委員の有識者の発言も大きかった。
- ・市民に投げるのではなく、常に一緒に考えるという姿勢を市が示したことが成功の一因。

(2) 地域勉強会の開催

- ・地域検討会を開催した 11 地域の中から、「自分たちの手で自分たちの交通機関を考えていきたい」と考える強い志を持つ地域において、「地域勉強会」を開催。
- ・平成 18 年 10 月～22 年の間に、約 20 地域で毎年 80 回程度開催。
- ・行政と住民がより良い地域交通のあり方を考える場。
- ・市は、各地域に毎回決まった職員が顔を出す「担当地区制」を採用。
- ・市が心がけている点は主に下記の 3 点
 - ①まずは住民から市に対して思いをぶつけてもらい、市はその時は静かに聞く。
その後、第三者から客観的で専門的な意見を言ってもらう。
 - ②地域住民が集まりやすい日時を設定する
 - ③案を提案する際は、できる限り 2 つ以上の案を提示

4-2. コミュニティタクシーの運行

(1) 実証運行の内容

- ・対象は地域自らが主体となって運行に取り組む地域であり、地域組織が事業主体となる。
- ・路線設定は、既存の交通機関との競合を避け、基幹交通の結節点までの交通に徹する。
- ・道路運送法第21条に基づく1年間限定の運行許可で実施

表 4-1 コミュニティタクシーの実証運行の内容

項目	内容
対象地域	下記のすべてを満たす地域 ・鉄道や路線バスの利用が不便な地域 ・高齢者など、移動が不自由な人の多い地域 ・地域自らが主体となって運行に取り組む地域
運行期間	1年間（延長なし）
運行主体	地域組織（単一または複数の自治会などにより組織）
運行範囲	最寄り駅やバス停、地区中心地との往復 ※既存交通事業者と競合する区間への乗り入れは極力避ける。
車両	ジャンボタクシー車両またはタクシー車両
運行形態	定時定路線 または、 デマンド型
運賃	実質的な移動距離や採算性の観点から地域が決定
経費	タクシーメーターに基づき算出
役割分担	地域：定期券や回数券の購入促進、広報誌発行、地域企業への協力依頼 事業者：地域貢献の観点からサービス向上に努める 行政：地域からの相談などへのアドバイス、運行経費の一定割合助成

(2) 本格運行への移行基準

- ・定量的基準と定性的基準があり、原則として、双方を達成していることが求められる。
- ・基準が不達成の場合は、3年以内に基準を達成するよう改善する必要がある。
⇒コミュニティタクシーが安易に既得権益化することを防止

表 4-2 定量的基準

指標	基準
平均乗車率	30%以上
収支率（（運賃収入＋協賛金）÷運行委託費）	30%以上

表 4-3 定性的基準

	基準
1	公共交通までの最長距離が概ね1km以上の地域、又は地形的に公共交通までの移動が困難な地域
2	運営の全般が地域主体で行われていること
3	地域の協賛企業・協賛団体の協力が得られていること
4	利用促進活動が恒常的に行われていること

(3) 本格運行の補助基準

- ・本格運行後も、運行委託料などに対し市が基準を設け、補助を行っている。
- ・収支率 25%または 30%を満たしている場合は、協賛金の余剰部分をコミュニティタクシー関連事業に支出できるようにしている。

表 4-4 補助対象金額

費目	金額
運行委託料	収支率（25%または 30%）を基準として、それを超える部分の金額
停留所整備費用 消耗品費 印刷製本費 等	全額

(4) 現在の運行内容と運行実績

- ・運営主体は、単独の町内会の地域（宮野地域）、複数の自治会による地域、地域の各種団体で構成する地域（小鯖地域）など様々。
- ・運行形態は、定時定路線が基本で、地域事情により一部デマンド方式で運行。

表 4-5 運行内容

地域	住民組織の名称	主な構成	路線名	距離	運行日	本数	運行形態	運賃
小郡	サルビア号を育てる会	自治会(8組織)		10.6km	月～土	4.0往復	定時定路線	200円
嘉川	江崎東コミュニティタクシー推進協議会	自治会(4組織)		9.2km	月・水・金	4.0往復	定時定路線	300円
宮野	宮野地区こみたく運行協議会	町内会(単独)		6.4km	月・水・金	3.0往復	定時定路線	200円
秋穂	コミュニティタクシーあいお運営協議会	自治会(8組織)	戸浜線	7.6km	月・水・金	1.0往復	定時定路線	200円
			宮之旦線	5.3km		1.0往復	定時定路線	
小鯖	小鯖コミュニティタクシー推進協議会	秋穂区域区長会 社会福祉協議会 県央商工会 婦人会	右回り循環	12.3km	月・水・金	2.0便	定時定路線	300円
			左回り循環	12.3km		2.0便	定時定路線	
佐山	佐山地区自治連合会	自治連合会	新地線	4.0km	月・水・金	2.5往復	定時定路線 (一部デマンド)	200円
			由良循環	9.8km		8.0便	定時定路線	
阿知須	阿知須コミュニティ交通協議会	自治連合会	北東武循環線	14.0km	月～金	6.0便	定時定路線 (一部デマンド)	300円
			南部東西往復線	15.3km		3.5往復		
島地	藤木おたっしや号運営協議会	自治会(7組織)	定時定路線	10.0km	月～土	6.0便	定時定路線	300円
			区域運行	18.4km			定時定路線 (一部デマンド)	

表 4-6 運行実績（平成 24 年度）

地域	住民組織の名称	運賃	平均乗車率	収支率	年間経費	年間収入	内協賛金
					千円	千円	千円
小郡	サルビア号を育てる会	200円	61%	33%	10,253	3,236	703
嘉川	江崎東コミュニティタクシー推進協議会	300円	55%	31%	3,610	995	224
宮野	宮野地区こみたく運行協議会	200円	31%	38%	2,879	898	438
秋穂	コミュニティタクシーあいお運営協議会	200円	49%	44%	2,037	720	182
小鯖	小鯖コミュニティタクシー推進協議会	300円	28%	24%	2,622	554	297
佐山	佐山地区自治連合会	200円	43%	25%	4,434	921	430
阿知須	阿知須コミュニティ交通協議会	300円	65%	31%	12,428	3,464	979
島地	藤木おたつしや号運営協議会	300円	40%	27%	4,758	842	50

※平均乗車率、収支率はH24.4 末現在実績。年間経費、年間収入は平成 23 年度実績

（５）コミュニティタクシーの効果

- 交通空白地域が大きく解消。
- 住民の自治意識が高まりコミュニティが活性化。
- 行政と住民の役割を明確にし、運営主体と住民組織としたことで、住民の間に「自分たちの交通機関」という意識が生まれた。
- タクシー事業者にとっては、タクシー全体のイメージアップにも大きく貢献し、新規顧客が発生した。

4-3. グループタクシー事業の実施

(1) グループタクシー事業の導入のきっかけ

- ・住民の高齢化や過疎化によって、住民組織にコミュニティタクシーを運営するだけの体力がない場合や、定時定路線方式の運行に見合うだけの需要が望めない場合は、コミュニティタクシーの導入が困難という課題があった。

(2) グループタクシーの事業内容

- ・グループタクシーは高齢者の移動支援に特化した施策
- ・通常のタクシー事業者が通常のタクシー営業の範囲で対応
- ・周知は、市報やチラシ配布などでは十分に測れないため、自治会長や民生委員に連絡し、制度説明や申請とりまとめの協力を依頼。
- ・移動手段について困っているという地域で検討会を開催する際、グループタクシー制度とコミュニティタクシー制度を紹介し、どちらが地域に最適か、議論することが可能となっている。

表 4-7 制度利用の要件と交付内容

	項目	内容
要件	年齢要件	・ 65 歳以上
	距離要件	・ 公共交通機関からおおむね 1 km 以上離れていること
	その他要件	・ 福祉タクシー受給者（障害者）でないこと ・ お出かけサポートタクシー料金助成制度の利用者でないこと
	人数要件	・ 上記要件を満たす、原則 4 人以上のグループで申請
交付内容		公共交通機関からの自宅まで 1～1.5km：300 円券×60 枚 1.5km 以上：500 円券×60 枚
利用方法		・ 1 回の利用につき、1 人 1 枚利用可 （例：4 人乗車なら 1 回に 4 枚まで利用可） ・ 1 人でも利用可

(3) グループタクシーの利用実績

- ・実証実験開始から 3 年半余りで申請者数が 16 倍、月あたりの利用枚数が 150 倍に増加

表 4-8 グループタクシーの申請及び利用実績

年度	申請件数			利用者数	1か月あたり 利用枚数	備考
	自治会数	グループ数	申請者数			
H20年度	7	7	32	22	4	10～3月
H21年度	8	6	111	209	17	
H22年度	15	15	227	714	60	
H23年度	28	29	470	3,938	328	
H24年度	34	34	520	1,251	626	6月15日現在

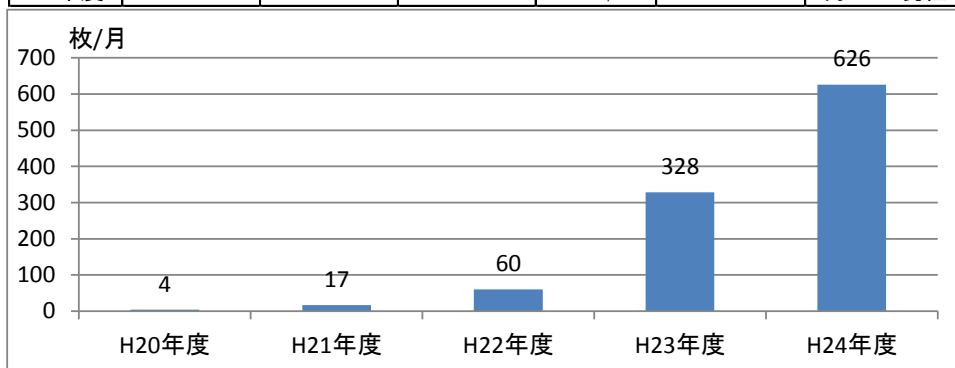


図 4-1 グループタクシーの月あたり利用実績

（４）グループタクシー事業の効果

- ・ 交通空白地域の一層の解消
- ・ 地域コミュニティの活性化
 - 近所の人と一緒に行動する時間が増えた
 - 乗り合うと得なので声を掛け合って利用している。
 - 外出の機会が増えた
- ・ タクシー事業者としては、空き時間にこれまでなかった需要が生まれた。

【出典】

- 高齢者の移動及び買い物等に対する自治体の支援に関する調査研究（平成２５年３月）
財団法人地方自治研究機構
- コミュニティ交通のつくりかた 現場が教える成功のしくみ 学芸出版社

【参考】コミュニティタクシー運行地区の人口分布

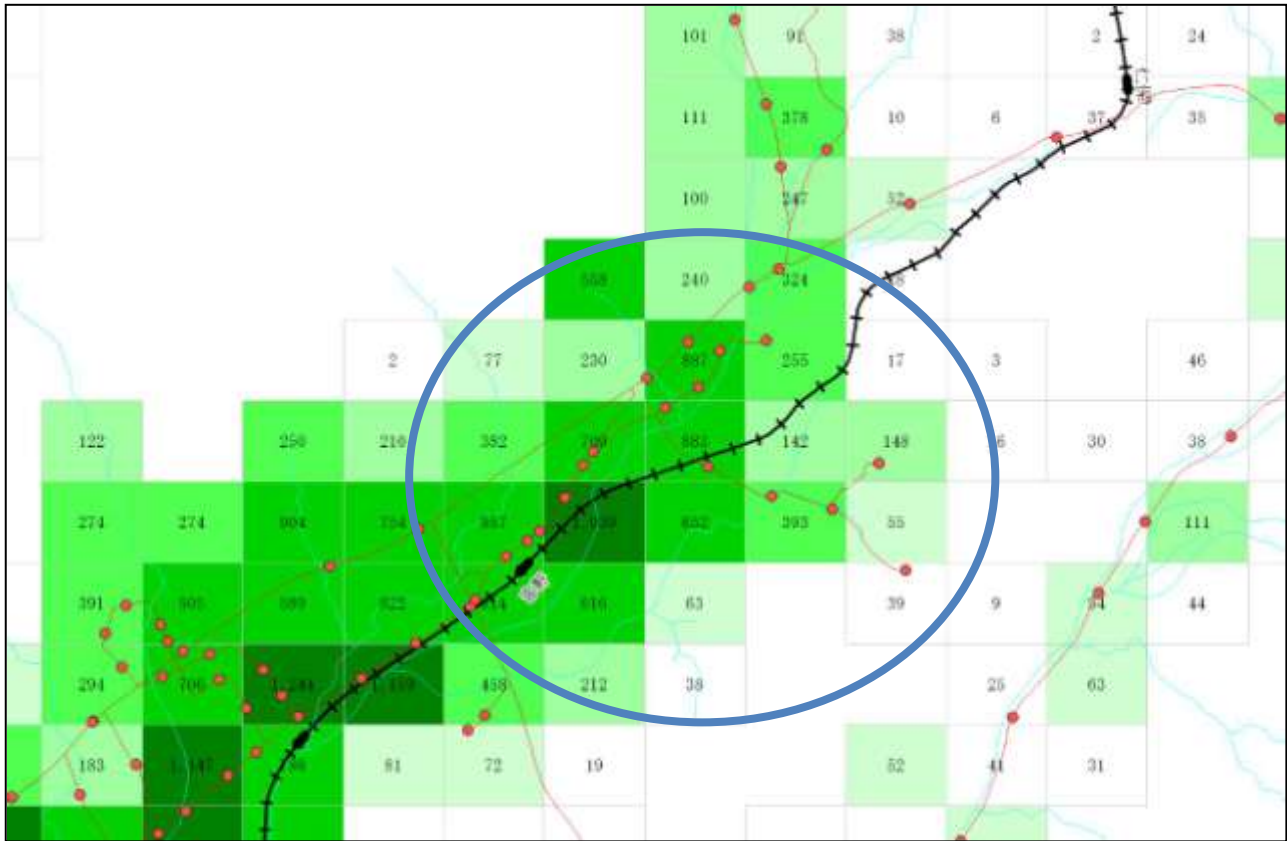


図 宮野コミタク（宮野地域）の人口分布（500mメッシュ）

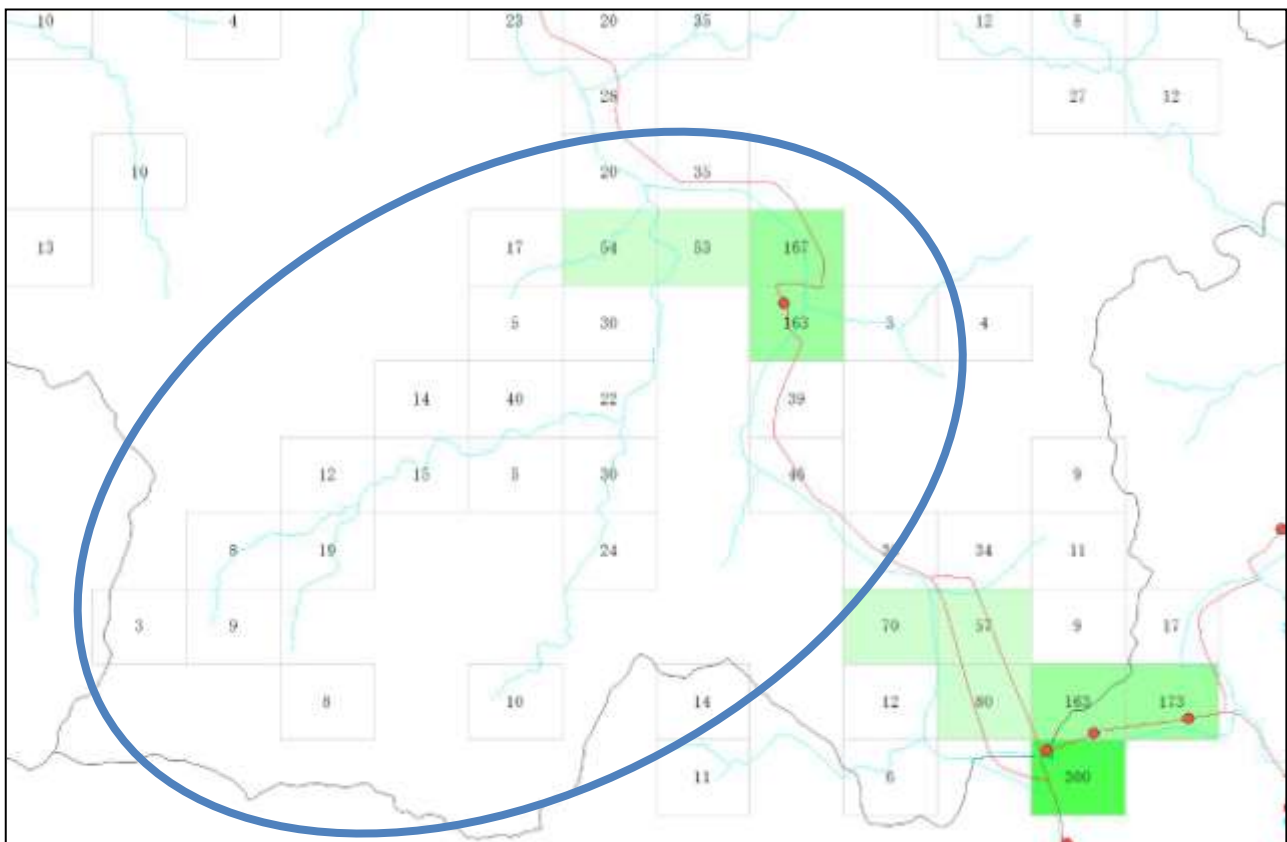


図 藤木おたっしゃ号（島地地域）の人口分布（500mメッシュ）

資料：H22 国勢調査

＊宮野コミタク路線図

月曜日・水曜日・金曜日に運行。
祝祭日および12月31日～1月3日は運休



回数券販売所

JA宮野支所、徳田酒たばこ店、
コミタク運行協議会委員宅、
コミタク車内

100円×11枚綴 1,000円

運賃表

区 分	運 賃
小学校に入る前の子ども	無 料
小学生	100円
中学生以上	200円
福祉乗降/バス乗車証を携帯しておられる方※1	100円
福祉乗降/バス乗車証を携帯していない障害者の方※2	100円

※1に該当する方は、「福祉乗降/バス乗車証」を。

※2に該当する方は、「身体障害者手帳」等を提示してください。

平成22年8月1日改正



宮野コミタク時刻表・路線図

宮野コミタクは地域の人々、宮野自治連合会、山口市のご支援、ご協力のもとに運行されており、
どなたでもご乗車いただけます。今後とも末長く皆さまに愛され、運行できるものにとり
取り組んでいます。ますます多くの方のご利用をお待ちしています。

宮野地区コミタク運行協議会 会長 杉山 昭郎



熊坂→藤原内科

熊坂旧バス回転場	8:20	9:20	10:30
熊坂集会所	8:23	9:23	10:33
旧徳田勇宅前	8:26	9:26	10:36
宮野造園	8:29	9:29	10:39
上恋路	8:30	9:30	10:40
宮野地域交流センター	8:32	9:32	10:42
前田整骨院前	8:33	9:33	10:43
河原公園前	8:34	9:34	10:44
宮野クリニック	8:35	9:35	10:45
河原公園前	8:36	9:36	10:46
前田整骨院前	8:37	9:37	10:47
徳田酒たばこ店前	8:38	9:38	10:48
マリン宮野店	8:41	9:41	10:51
クスリの岩崎	8:43	9:43	10:53
原田医院	8:44	9:44	10:54
宮野駅	8:45	9:45	10:55
藤原内科	8:47	9:47	10:57



藤原内科→熊坂

藤原内科	10:00	11:20	12:20
宮野駅	10:02	11:22	12:22
原田医院	10:03	11:23	12:23
クスリの岩崎	10:05	11:25	12:25
マリン宮野店	10:07	11:27	12:27
宮野地域交流センター	10:10	11:30	12:30
前田整骨院前	10:11	11:31	12:31
河原公園前	10:12	11:32	12:32
宮野クリニック	10:13	11:33	12:33
河原公園前	10:14	11:34	12:34
前田整骨院前	10:15	11:35	12:35
徳田酒たばこ店前	10:16	11:36	12:36
上恋路	10:18	11:38	12:38
宮野造園	10:19	11:39	12:39
旧徳田勇宅前	10:22	11:42	12:42
熊坂集会所	10:25	11:45	12:45
熊坂旧バス回転場	10:28	11:48	12:48



藤木おたっしゃ号 時刻表

■1便 (全区内、立石、藤木、牛ヶ峠、 方面は必ず予約が必要です。)

停留所	1便
小河内	7:20
立石上	区域運行※
立石下	
粉の木	
牛ヶ峠	
上 藤 木	7:28
中 郷	7:29
大 持	7:30
丸 山 口	7:31
藤木老人憩の家	7:33
細 田	7:35
矢 井	7:36
下津屋口	7:37
大久保橋	7:38
島 地	7:40
口ハス島地温泉	7:42

※区域運行……ルートを設定し、運行区域内の予約があったところを回って運行します。
ご自宅付近の車両が入るところまでお迎えにあがりますが、時間が多少前後します。

■2、3、4便 (全区内は必ず予約が必要ですが、 この時刻表は1便のみ運行します。)

停留所	2便	3便	4便
口ハス島地温泉	10:10	12:30	15:10
お帰りの便	予約運行 (区域運行※)		
上 藤 木	10:25	12:45	15:25
お出かける便	予約運行 (区域運行※)		
口ハス島地温泉	10:40	13:00	15:40

■5、6便 (全区内、立石、藤木、 島地方面は必ず予約が必要ですが、 この時刻表は1便のみ運行します。)

停留所		5便	6便(3/7~10/14)	6便(10/15~2/29)			
口ハス島地温泉		16:25	18:25	17:30			
島 地		16:27	18:27	17:32			
大久保橋		16:29	18:29	17:34			
下津屋口		16:30	18:30	17:35			
矢 井		16:31	18:31	17:36			
細 田		16:32	18:32	17:37			
藤木老人憩の家		16:34	18:34	17:39			
丸 山 口		16:36	18:36	17:41			
大 持		16:37	18:37	17:42			
中 郷		16:38	18:38	17:43			
上 藤 木		16:39	18:39	17:44			
中 郷		16:40	18:40	17:45			
大 持		16:41	18:41	17:46			
丸 山 口		16:42	18:42	17:47			
藤木老人憩の家		16:44	18:44	17:49			
細 田		16:46	18:46	17:51			
予約運行	立石下	16:48	18:48	17:53			
	立石上	16:49	18:49	17:54			
	小河内	16:52	18:52	17:57			
	立石上	16:55	18:55	18:00			
	立石下	16:56	18:56	18:01			
	細 田	16:58	18:58	18:03			
矢 井		16:59	16:47	18:59	18:47	18:04	17:52
下津屋口		17:00	16:48	19:00	18:48	18:05	17:53
大久保橋		17:01	16:49	19:01	18:49	18:06	17:54
島 地		17:03	16:51	19:03	18:51	18:08	17:56
口ハス島地温泉		17:05	16:53	19:05	18:53	18:10	17:58

※5便、6便は、中学校の下校時刻に合わせて運行しますので、島地からの乗車時間が多少遅れる場合があります。
※2便、3便、4便は、予約があったところを回り、その都度ルートが変わりますので、出発・到着時間が多少前後します。
(時刻表のダイヤは目安です)

運行日

月曜日～土曜日

※祝祭日、年末年始 (12/29~1/3) は運休します。
※天候等により運休になる場合があります。

運賃

300円 (定額)

※福祉優待バス乗車証、障害者手帳をお持ちの方は100円とご利用できます。路線の端、運転士にご提示ください。
※小学生は半額です。 ※小学生未満は無料です。

●お得意な回数券を車内で販売しています 1000円で100円分お得!

ご予約・お問い合わせは…

ご予約はご利用日前日の午後5時までにお願ひします

島地タクシー
有限会社
〒747-0522
山口市徳地島地462-1

TEL 0835-54-0102

※午後5時以降にご連絡をされた場合は応答できない場合があります。是非午後5時前までにご予約をお願いいたします。
※やむを得ずご予約をキャンセルされる場合にも運賃をお断りいたします。